

(今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の趣旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	熊本県知事	熊本県水俣市 在住 69歳の女性	平15.5.8 四肢のしびれ感、 物忘れ、全身倦怠 感	平15.9.30 (平15.11.20) (平18.6.26)	平18.7.20	水俣病認定	棄却 請求人については有機水銀の ばく露歴が認められるが、水 俣病にみられる末梢優位の感 覚障害はなく、小脳性運動失 調、求心性視野狭窄、中枢性 聴力障害、中枢性眼球運動障 害等はいずれもないと判定で き、水俣病にかかっていると は認められない。	審査請求人は、昭和 16年水俣市で出生 同16年～同31年水俣 市に居住 ～同34年愛知県 ～同39年京都府 ～同40年水俣市 ～同41年大阪府 ～同42年水俣市 ～同43年北九州市 以降水俣市に居住
2	名古屋市長	名古屋市在住 54歳の男性	平17.8.30 肺気腫を併発し病 状が悪化している	平17.11.9 (平17.11.21) (平19.7.25)	平19.8.14	障害補償費の額 の改定	棄却 関係記録を精査した結果、症 状及び検査所見、管理区分と もに3級相当であるから、請 求人の障害の程度は、未だ2 級相当には至ってなく、3級 相当と認められる。	被認定者は、審査請 求人の子 昭和4年名古屋市で 出生 同58年認定、認定 疾病は、気管支ぜん 息 障害等級は、同年～ 平成12年まで2級、 同年～死亡時まで3 級 被認定者が審査請求 後の平成22年7月に 死亡したので、審査 請求人の長男がその 地位を承継

(今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の趣旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
3	東京都大田 区長	兵庫県西宮市 在住 62歳の女性	平18.7.18 被認定者は認定疾 病に起因して死亡 した	平18.12.19 (平19.1.21) (平19.8.6)	平19.9.3	遺族補償一時金 及び葬祭料の全 額支給	原処分を取り消す 被認定者の死亡原因は、認定 疾病である気管支ぜん息の重 積発作であり、それ以外の死 因として、処分庁が主張する ような心不全が考慮すべきも のとして併存していたとは認 め難いので、遺族補償一時金 等の額を定めるに当たり参酌 すべき他の原因があったとは 認められない。	被認定者は、審査請 求人之母 昭和2年出生、平成1 8年6月死亡 昭和54年認定、認定 疾病は、慢性気管支 炎及び気管支ぜん息 障害等級は、同年～ 平成8年まで3級、 同年～同16年まで2 級、同年～死亡時ま で3級 詳細は別添裁決書を 参照